

I. 事実の概要

- 5 ある日甲は、中央銀行多摩支店を訪れ、同支店備え付けのATMにより、同支店に開設している自己名義の普通預金口座から現金を下ろそうとした際、心当たりのないA社からの振込金60万円が誤って同口座に入金され、預金額が100万円余りとなっていることを知った。そして、当時多額の借金を抱えて返済に窮していた甲は借金を返済するため通常の正当な預金払戻しであるかのように装って預金の払戻し手続きを行うことを決め、中央銀行多摩支店の窓口係員に対し金額欄に90万円と記載した普通預金払戻し請求書を提出して普通預金の払戻しを求めて、その場で窓口係員から90万円の交付を受けた。
- 10 払戻しを難なく行えたことで自信をつけた甲は次に、代金を支払うことができないことを知りながら、Bカード会社の加盟店であるCデパートにおいて同店の店主に自己名義のクレジットカードを提示し、鞆を購入した。
- 15 なお、Bカード会社は立替払いを行っていないとする。
甲の罪責を検討せよ。

II. 問題の所在

1. 誤入金、誤振込された振込金を払い戻した場合、いかなる罪が成立するか。
- 20 2. いわゆるクレジットカード詐欺は、当該クレジットカードが自己名義であった場合、いかなる罪を構成するか。

III. 学説の状況

1. 誤入金、誤振込について

- 25 詐欺罪は、欺罔行為により錯誤に陥った人が意思に基づいて財物を交付することによって成立する。つまり、財物の占有が自己から相手方に移されていないから、誤入金、誤振込の場合、預金による金銭の占有が認められるかどうかの問題となる。

α説:預金による占有を肯定する説

- 30 受取人の預金による金銭の占有を認め、詐欺罪・窃盗罪の成立を否定し、委託関係がないため、占有離脱物横領罪が成立するという説¹。

β説:預金による占有を否定する説

受取人の預金による金銭の占有を認めず、銀行に対する詐欺罪・窃盗罪の成立を肯定する

¹ 山口厚『刑法各論[第2版]』(有斐閣, 2018年) 297頁。

説²。

2. クレジットカード詐欺について

X 説: 一項詐欺説³

- 5 カード会員に代金支払意思・能力がないことを知っていれば、加盟店の従業員が商品を交付することはなかったとして、加盟店を被欺罔者として一項詐欺罪が成立するとする説。

Y 説: 二項詐欺説⁴

- 10 代金支払意思・能力がない者が自己名義のクレジットカードを使用して加盟店から商品を購入した場合、損害を受けるのがクレジットカード会社であるので、同会社から加盟販売店に代金が支払われたときに、同会社に対する二項詐欺罪が成立するとする説。

Z 説: 無罪説⁵

- 15 カード会員の支払意思・能力は加盟店の関心事ではなく、欺罔行為が認められないとして、詐欺罪の成立を否定する説。

IV. 判例(裁判例)

1. 誤入金、誤振込について

名古屋高裁平成 24 年 7 月 5 日 平 24(う)112 号

- 20 [事実の概要]

被告人は、自己名義の口座に入金された金員が詐欺等の犯罪行為により入金された預金口座から振替送金がなされたものであることを知りながら、キャッシュカードを用いて ATM から現金を引き出した。

- 25 [判旨]

- 「ATM 内の現金は、銀行の ATM 管理者（銀行支店長又は郵便局長）が占有するものであって、被告人口座に振替送金された金員相当額の現金についても被告人が占有するものではない……被告人の行為による現金の占有の移転が、ATM 内の現金に対する ATM 管理者の占有を侵害するものであるか否か、すなわち、ATM 管理者の意思に反するものであるか否かについて検討すると、……銀行等の金融機関においては、預貯金債権を有する口座名義人が、その預貯金債権の行使として自己名義の通帳やキャッシュカードを用いて預貯金の払戻し請求をした場合、どのような場合であっても直ちに無条件にその払戻し請求に応

² 山口・前掲 297 頁参照。

³ 大谷實『刑法講義各論[新版第 4 版補訂版]』（成文堂，2015 年）265 頁以下。

⁴ 藤木英雄『刑法各論』（有斐閣，1972 年）369 頁以下。

⁵ 石井芳光『手形研究〔クレジットカードの不正利用と法律問題〕』（経済法令研究会，1970 年）161 号 59 頁。

じるわけではなく、例えば、その預貯金債権が振り込め詐欺の被害者が振り込んだ金銭によるものである場合……には、預貯金取引を停止する、という預貯金規定に基づき、口座を凍結して預貯金払戻し請求には応じない、という取扱いをしていること、……被告人がキャッシュカード等を用いて……現金を引き出した行為は、それが自己名義の口座からの預貯金の払戻しであっても、ATM 管理者の意思に反するものというべきであるから、ATM 内の現金に対する ATM 管理者の占有を侵害するものであるといわなければならない。……最高裁判決⁶は、いわゆる誤振込みの事案について、振替送金がされた場合、……振替送金の受取人と振込先銀行との間に振替送金額相当の預金契約が成立し、振替送金の受取人は銀行に対して同金額相当の預金債権を取得することを認めたにとどまり、受取人による振替送金額相当の預金債権の行使が窃盗や詐欺罪の犯罪行為に当たらないなどということを示したのではない」

[引用の趣旨]

誤振込や振り込め詐欺等で得た預金の占有の移転は、銀行の ATM 管理者の占有を侵害するものであり、預金の占有は、銀行に対して正当な払戻し権限がある場合に限って認められると解するべきであるという β 説に立った判例である。

2. クレジットカード詐欺について

福岡高裁昭和 56 年 9 月 21 日 昭 56(う)210 号

[事実の概要]

被告人は、クレジットカードを発行する信販会社の会員となって自己名義のカードの発行を受けた。この信販会社の会員は、その加盟店でカードを提示し、所定の売上票に署名するだけで、商品の購入や飲食等のサービスを受けることができ、加盟店はその取扱を拒絶してはならず、右代金は信販会社が会員に代わって立替払いをしなければならないことになっていた。被告人は、代金支払い意思及び能力がないにもかかわらず、同カードを利用して加盟店から物品を購入するなどした。

[判旨]

「クレジットカードを利用する場合……、すべてその代金は利用客が負担することになることは言うまでもなく、右代金は中間で信販会社により加盟店へ立替払されるが、最後に利用客から信販会社へ返済されることが前提となって、この制度が組立てられていることは明白である。したがって、会員がカードを呈示し売上票にサインすることは、とりも直さず右利用代金を信販会社に立替払してもらい、後日これを同会社に返済するとの旨の意思を表明したものにほかならず、カードの呈示を受けた加盟店においても、その趣旨で利用客から代金が信販会社に返済されることを当然視して利用客の求めに応じたものと解するの

⁶ 最高裁判所平成 8 年 4 月 26 日第二小法廷判決。

が相当である。若し利用客に代金を支払う意思や能力のないことを加盟店が知れば、クレジットカードによる取引を拒絶しなければならないこと信義則上当然のことであり、このような場合にまで右拒絶が信販会社によって禁止されているとは到底考えられない。……結局被告人が、本件において、信販会社に対してその立替払金等を支払う意思も能力も全くな

5 かったのに、クレジットカードを使用した以上、加盟店に対する関係で、右カードの使用(呈示)自体がこれがあるように仮装した欺罔行為と認めるのが相当であり、その情を知らない加盟店から財物の交付を受け、若しくは財産上の利益を得た本件各行為は、詐欺罪に当たると言わなければならない。」

10 [引用の趣旨]

本判決は、加盟店を被欺罔者とし、また財物を交付するのも加盟店として一項詐欺罪を認めており、検察側が採用する X 説に立った判決である。

V. 学説の検討

15 1. 誤入金、誤振込について

α 説:預金による占有を肯定する説

悪意の受取人には正当な払戻し権限がない⁷ため、受取人の預金による金銭の占有は認められない。

よって、検察側は α 説を採用しない。

20

β 説:預金による占有を否定する説

銀行は、誤振込であることを知れば、受取人に対する支払いを拒絶するし、それには正当な利益が認められることが前提となる⁸。誤振込の場合、誤振込であることを確認し、組戻しや各種の確認・照会等、一定の措置をとることについて、銀行に正当な利益が認められる。

25 預金の占有は、銀行に対して正当な払戻し権限がある場合に限り認められると解するべきであるが、誤振込であることを受取人が知っているような場合、正当な払戻し権限があるとはいえず、受取人による金銭の占有は否定されるべきである。

よって、検察側は β 説を採用する。

30 2. クレジットカード詐欺について

Y 説:二項詐欺説

仮にクレジットカード会社がカード会員に代金支払意思・能力がないことを知っていたとしても、加盟店から売上票の送付があった以上は、代金の立替払をしなければならないから、同会社に錯誤があったことは認めがたい。また、加盟店から同会社への請求用売上票の

⁷ 山口・前掲 297 頁参照。

⁸ 山口・前掲 297 頁。

送付を、行為者による同会社に対する欺罔行為と解するのは困難である。

よって、検察側は Y 説を採用しない。

Z 説:無罪説

- 5 クレジットカードは支払意思・能力を有する者のみが使用することが許されているのであり、加盟店は、無資力者とのクレジットカード取引をすべきでないと考えられる以上、加盟店に錯誤があったことは認めるべきである。

よって、検察側は Z 説を採用しない。

10 X 説:一項詐欺説

支払意思・能力のないカード会員がクレジットカードを使って加盟店から物品を購入することは、加盟店が支払意思・能力がないことを知っていれば、当然信義則上取引を拒絶できたにも関わらず、これがあるように装って物品を購入していることに外ならず、欺罔行為にあたるものと解される。そして、行為者が、支払意思・能力がないことを知らない加盟店

- 15 から当該物品の交付を受けた場合には、「財物を交付させた」といえ、一項詐欺罪を構成すると解すべきである。

よって、検察側は X 説を採用する。

VI. 本問の検討

20 第 1. 90 万円の交付を受けた点について

1. 甲が、誤振込金の存在を認識し、通常の正当な預金払戻しであるかのように装って、中央銀行多摩支店窓口係員から 90 万円の交付を受けた行為につき、詐欺罪(刑法 246 条 1 項、以下刑法略)が成立するか。

2. 詐欺罪の構成要件は「人を欺いて財物を交付させた」ことであるが、要するに、①欺罔行為、②錯誤、③交付行為、④財物の移転、⑤これらに因果関係が存すること、である。このうち、欺罔行為とは、人に向けられた、交付の判断の基礎となる重要な事項を偽る行為であり、交付行為に向けられた行為をいう。

3. (1) 本件において、甲は、銀行窓口係員に対して、誤振込された預金があたかも自分の財産であるかのように装い、同人から払い戻しを受けている。同係員からすれば、仮に、甲が払い戻そうとする預金の一部が誤振込金であるとわかっていれば、甲に対して払い戻すことはなかったのであるから、甲の払戻し手続は、同係員に向けられた、交付の判断の基礎となる重要な事項を偽る行為であるといえる。また、甲はこれによって、同係員から預金の払い戻しを受けようとしているのであるから、交付行為に向けられたものでもある。ゆえに、甲の行為は欺罔行為にあたる。(①)

- 35 (2) そして、甲の欺罔行為により、同係員は誤振込金が甲の預金であるという錯誤に陥り、その瑕疵ある意思に基づいて、銀行の占有下にあった預金(B 説参照)を甲に交付し、預金は

甲に移転しているから、財物の移転が認められる。(②、③、④)さらに、これらに因果関係が認められることは自明である。(⑤)

(3)故意(38条1項本文)とは、客観的構成要件該当事実の認識認容をいうが、本件において、甲はかかる事実を認識認容しているといえるから、故意が認められる。また、不法領得
5 の意思も問題なく認められる。

(4)以上より、甲の行為は、詐欺罪の構成要件に該当する。

4.よって、甲の上記行為につき、詐欺罪が成立する。なお、甲の銀行口座にもともと入金されて
10 いた金額と誤振込金 60 万円の合計が 100 万円余りというのであるから、甲の口座にもともと入金
されていた金額は 40 万円余りである。この 40 万円余りについては、甲は払い戻しを受ける
権利を有しているから、被害額は、甲が銀行から払い戻しを受けた 90 万円から上記 40 万円
余りを控除した約 50 万円ということになる。

第 2. 自己名義のクレジットカードを提示して、鞆を購入した点について

1.甲が、代金を支払うことができないことを知りながら、C デパートにて自己名義のクレ
15 ットカードを提示し、鞆を購入した行為につき、詐欺罪(246 条 1 項)が成立するか。なお、
検察側は X 説を採用するので、上記行為の客体は B カード会社ではなく、C デパートであ
る。したがって、検察側は一項詐欺罪の成否を検討する。

2.詐欺罪の構成要件は上記の通りである。

3.(1)本件において、甲は、C デパート店員に対して、自身に支払能力がないにもかかわらず、
20 これがあるかのようにしてクレジットカードを提示している。同店員としては、仮に、
甲に支払能力がないことを知っていれば、信義則上当該取引を拒絶していたのであるから、
甲がクレジットカードを提示したことは、人に向けられた、交付の基礎となる重要な事項を
偽る行為であるといえる。また、甲はこれによって、同店員から鞆の交付を受けようとして
25 いるのであるから、交付行為に向けられたものでもある。ゆえに、甲の上記行為は欺罔行為
にあたる。(①)

そして、甲の欺罔行為により、同店員は甲が支払能力を有しているという錯誤に陥り、
その瑕疵ある意思に基づいて鞆を甲に交付し、これを移転させている。ゆえに、錯誤、交付
行為、財産の移転が認められ、これらに因果関係が認められることは自明である。(②、
③、④、⑤)

30 (2)故意の定義は前述の通りであるが、甲はかかる事実を認識認容しているといえるから、
故意が認められる。不法領得の意思も問題なく認められる。

(3)以上より、甲の行為は詐欺罪の構成要件に該当する。

4.よって、甲の上記行為につき、詐欺罪が成立する。

35 VII. 結論

誤振込金の払戻し及び鞆の購入につき、それぞれ詐欺罪が成立し、両者は併合罪(45 条)と

なる。甲は、上記の罪責を負う。

以上